

八街市介護保険条例一部改正の概要（案）

保健福祉事業として、加齢性難聴により生活に支障がある高齢者（聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている者を除く。）を対象とした補聴器購入助成事業を実施するにあたり、現行の条例では、介護保険法に基づく保健福祉事業についての規定がありません。

介護保険法第115条の49第1項の規定の中において、保健福祉事業として「市町村は、地域支援事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業を行うことができる。（一部抜粋）」とあるため、これに準じて下記のとおり八街市介護保険条例の一部を改正するものです。

記

第3条の2を次のように加える。

（保健福祉事業）

第3条の2 市は、法第115条の49に規定する保健福祉事業として、被保険者が要介護状態となることを予防するために必要な事業を実施するものとする。